

自立支援医療費（精神通院）の申請のご案内

必要書類

- ☐ 自立支援医療診断書（更新の場合、原則2年に1度の提出が必要です。）
 - * 受給者証の左上部に、次回の更新申請の診断書提出について、必要・不要が記載されています。
 - * 「手帳用の診断書に基づいて交付された精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方は、診断書の代わりに手帳の写しを用いて、新規・再開申請ができます。詳細はお問合せください。
- ☐ 申請書
- ☐ 同意書（生活保護の方は不要）
 - * 住民票記載事項、課税状況、医療保険の資格情報等の確認をさせていただくため、同意書の記入をお願いします。
 - * 当・前年度の1月1日に小金井市外にお住まいだった方や、医療保険の被保険者の住民登録が市外の場合は、個人番号による情報連携により確認又はお住まいであった自治体等から課税（非課税）証明書を取得いただく必要があります。
- ☐ 医療保険の資格情報がわかるもの（別紙のフローチャートでご確認ください。）
（生活保護の方は「生活保護受給証明書」を2枚）
- ☐ 受給者証（更新の場合）
- ☐ 申請者の個人番号カードなど、個人番号を確認できるもの
（18歳未満の方は、保護者の個人番号カード等も必要になります。）
- ☐ 医療機関等（通院先・薬局の名称、住所、電話番号等）の分かるもの
- ☐ その他 _____

申請内容の変更について

申請した事項（氏名、住所、保険証、医療機関等）に変更がある場合は、変更手続きが必要となります。変更内容により必要書類が異なりますので、お問い合わせください。

有効期間について

有効期間は原則として1年間です。更新申請は有効期間満了の3か月前からできます（例：有効期限が令和6年12月31日→令和6年10月1日から申請可能）。
なお、市から更新申請のお知らせはいたしませんのでご了承ください。

診断書について

診断書の提出は原則2年ごとです。前回診断書を提出された方は、次回は原則として診断書の提出が不要となり、次々回は提出が必要となりますのでご注意ください。

受給者証の交付について

受給者証は申請書記載の住所に、申請者宛てに郵送します（普通郵便）。送付先の変更や窓口での受け取り等を希望される方は、申請の都度お申し出ください。

問合せ先 小金井市福祉保健部 自立生活支援課 相談支援係（市役所第2庁舎2階）

電話 042-387-9841